

市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により掲載事業が中止・延期となる場合があります。中止・延期の際は、市ホームページ、よいちメールなどでお知らせします。

本 本庁舎 **湯** 湯津上庁舎
黒 黒羽庁舎 **体** 県立東北体育館

健康・福祉



ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種を任意(自費)で接種した方へ

市では、定期接種の時期を過ぎて、子宮頸がん予防接種を任意で受けた方に対して、次のとおり費用の助成を行います。

●対象者：次の①～④のすべてに該当する方

- 令和4年4月1日時点で大田原市に住民登録がある
- 平成9年4月2日～平成17年4月1日に生まれた女子
- 定期接種として3回接種が完了していない
- 定期接種の対象年齢を過ぎて令和4年3月31日までに、日本国内の医療機関で子宮頸がん予防ワクチンの任意接種を受け、実費を負担した

●助成額：接種費用(最大3回分、診察料など一部対象とならない場合あり)

●対象となるワクチン：2価または4価

※定期接種の対象となっていない9価は対象外です。

●申込期限：令和7年3月31日

日まで

必要書類

- 大田原市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種助成申請書兼請求書
- 接種費用の支払いを証明する書類(領収書および明細書、支払い証明書など)の原本(紛失した場合は添付不要。その場合は市が定める金額での助成となります。)
- 接種記録を確認できる書類(母子健康手帳、接種済証、接種済みの記載がある予診票などの写し)

●申込方法：必要な書類を左記に提出(郵送可)

※申請書の様式は、左記窓口または市ホームページで取得できます。



問 申健康政策課 本3階
TEL 0287(23)8975

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」といふ)」が成立し、公布・施行されました。法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給します。

を支給します。

対象者：次の①または②に該当する方で、現在、生存されている方

- 昭和23年9月11日～平成8年9月25日に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く)
- ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかかな手術などを受けた方を除く)

●請求手続き：栃木県旧優生保護法関係相談窓口(申し込み(郵送による提出も可))

※請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、県のホームページや窓口などでも入手できます。請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。



栃木県ホームページ



厚生労働省ホームページ

●一時金の金額：320万円(一律)

問 申栃木県旧優生保護法関係相談窓口(宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館5階保健福祉部こども政策課 母子保健担当内)

TEL 028(623)3064
※受付時間は⑤⑥⑦年未年始を除く⑧～⑩午前9時～午後5時です。

大田原市健康長寿都市推進委員会事業の中止について

新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、今年度は次の事業を中止します。

- 健康セミナー
- 健康ハイキング
- 健康づくり講演会(メディアカル講座)
- 体力づくり実技研修会

問 申健康政策課 本3階
TEL 0287(23)8704

大田原市でリフォームをするならLIXILリフォームショップ七浦建設におまかせください

10月の
毎週土日
完全予約制

リフォーム相談会&お家でショールーム開催

暖 かい冬を迎えるために今から準備しませんか？

住まいのことなら

LIXILリフォームショップ 七浦建設

〒324-0021 大田原市若草1-1330 営業時間 9:00～17:30 休業日 毎週水曜

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

お問い合わせは

Web予約フォーム >>>
☎ 0287-47-4701



施工例も充実
HPはこちら



人工透析者通院燃料費助成 事業の申請を受付します

人工透析療法を受けるため
の通院に要する自家用自動車
の燃料費の一部を助成しま
す。

●対象者：次の①～⑤すべて
に該当する方

- ①市内に住所を有している
- ②腎臓機能障害により、身体
障害者手帳の交付を受けて
いる
- ③人工透析療法を受けるため、
週2回以上、片道1km以上
の医療機関へ自家用自動車
を利用して通院している
- ④大田原市福祉タクシー利用
者証の交付を受けていない
- ⑤市税などの滞納がない

●助成額：年間の通院距離
に、1kmあたり10円を乗じ
た額を助成(週2回まで、
片道30kmを上限)

●持ち物：▼身体障害者手帳
▼当該通院に利用する自家用
自動車の自動車検査証▼
自立支援医療受給者証または
特定疾病療養受療証

問申福祉課 本3階
TEL 0287(23)8921

第十一回特別弔慰金

特別弔慰金とは、今日の日
本の平和と繁栄の礎となった
戦没者等の尊い犠牲に思いを
いたし、国として改めて弔慰
の意を表するため、戦没者等
のご遺族に記名国債を支給す
るものです。

●対象者

戦没者等の死亡当時のご遺
族で、令和2年4月1日(基
準日)において恩給法によ
る公務扶助料や戦傷病者戦
没者遺族等援護法による遺
族年金等を受ける方(戦没
者等の妻や父母等)がいな
い場合に、法律で決められ
た支給順位(以下の①～④
および①～④)の先順位者
1名に支給されます。

- ①弔慰金の受給権者
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の①父母②孫③祖
父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計
関係を有していること等の
要件を満たしているかどうか
により、順位が入れ替わ
ります。

④前記①～③以外の戦没者等
の三親等内の親族(甥、姪

等)

※ただし、戦没者等の死亡時
まで引き続き1年以上の生
計関係を有していた方に限
ります。

●支給内容：額面25万円(5
年償還の記名国債)

●請求期間：令和5年3月31
日まで

問申福祉課 本3階

TEL 0287(23)8707

「福祉のお仕事就職フェア (県北エリア)」のお知らせ

福祉・介護の仕事に就職希
望の方と求人事業所との相談
会を開催します。

●日時：10月22日④午後1時
～3時30分

●場所：大田原地域職業訓練
センター(大田原市本町1
-2805-3)

●費用：無料

●対象者：次の市町に就職を
希望する方▼大田原市▼矢
板市▼那須塩原市▼さくら
市▼那須烏山市▼塩谷町▼
高根沢町▼那須町▼鹿沼市
▼日光市▼那珂川町

●申込方法：左記へ電話また
はFAXで申し込み

問申栃木県社会福祉協議会

税

毎年10月は全国不正軽油撲
滅強化月間です

不正軽油とは、脱税を目的
に、軽油に灯油や重油を混和
するなどして製造した燃料を
いいます。

知事の承認を受けずに自動
車の燃料として灯油や重油を
使用するなど、不正軽油に関
わる者は、すべて罰則の対象
になります。

不正軽油に関する情報は、
左記担当または「不正軽油
110番情報提供
フォーム」にお寄せ
ください。

問申栃木県税務所軽油引取税
調査担当

TEL 0282(23)3862



10月は「土地月間」です

一定面積以上の土地につい
て、売買などの取引を行った
場合は、国土利用計画法に基

づく届出が必要です。

●市で届出の必要な面積

- ①都市計画区域内
5000㎡以上
- ②都市計画区域外
1万㎡以上

※個々の面積は小さくても、
取得する土地が隣接し、ひ
とまとまりの土地の合計面
積が右記の面積以上とな
る場合(一団の土地)には、
個々の契約ごとに届出が必
要です。

●届出の必要な取引：売買、
交換、共有持分の譲渡、営
業譲渡、譲渡担保、権利金

等の一時金を伴う地上権、
賃借権の設定、譲渡など

●届出者：権利取得者(土地
売買の場合は買主)

●届出期限：契約日から2週
間以内(契約日を含む)

●届出書類：土地売買等届出
書1部

問申都市計画課 本5階

TEL 0287(23)8711

「大田原市地域応援商品券 (第二弾)」を配付します

物価高騰における市内事
業者の支援および消費喚起に
よる地域経済の活性化を目的

本 本庁舎

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

体 県立県北体育館

とした「大田原市地域応援商品券(第二弾)」の発行事業を行います。10月末より、簡易書留にて全世帯へ順次配付する予定です。

●**内容**：500円分の商品券が4枚付いたシートを配布します。(1人合計2000円分)

●**対象者**：9月1日現在で市内に住民登録がある方

●**使用期間**：12月1日(土)～令和5年2月28日(月)

●**取扱店**：大田原市地域応援商品券の取扱店にて引き続きご利用できます。市のホームページに



最新の取扱店舗状況を掲載しています。

※金券のため、前回と同様に簡易書留で配布します。確実な受け取りのご協力をお願いいたします。世帯主宛で世帯人数分のシートが入っています。

問 商工観光課 **本** 4階
TEL 0287(23)8709

野生の山菜類・きのこを採取・販売する方へ

野生の山菜類・きのこなど

については、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限区域で採取されたものは販売できません。

また、出荷制限区域外で採取されたものでも販売前に放射性物質モニタリング検査結果で安全であることを確認してください。栃木県ホームページにおいて、検査結果は「作物別モニタリング」で、出荷制限については「出荷制限」で検索できます。

販売の際は、「品目名」のほか、「産地(都道府県名および市町名)」と「野生」の表示を徹底してください。

【野生の山菜類・きのこについて】

問 栃木県北環境森林事務所

TEL 0287(23)6365

【食品の安全性について】

問 栃木県北健康福祉センター

TEL 0287(22)2364

特定計量器「はかり」の定期検査を実施します

商店や病院、薬局、学校などで、販売や証明に使用している「はかり」は、適正な計量取引を確保するため、2年に1度の定期検査が義務付けら

れています。定期検査が必要なのは「はかり」をお持ちの方は、必ず検査を受けてください。新規購入や修理後検定を受けた「はかり」は、一定期間定期検査の受検が免除されます。「はかり」の検査についてご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

期日	場所
10月17日(月)	大田原市役所湯津上支所 (大田原市湯津上5-1081)
10月18日(火)	黒羽田町公園(たまち蔵屋敷) (大田原市黒羽田町636-1)
10月19日(水)～24日(月)	大田原市勤労青少年ホーム (大田原市美原1-1-4)

※時間は午前10時～正午、午後1時～3時です。

「はかり」を運搬する際には、急激な振動や衝撃を与えないように、「はかり」の下にマットや座布団を敷き、休み装置のあるものは「休み」にしてください。

問 商工観光課 **本** 4階
TEL 0287(23)3144

トラバサミを使用してはいけません

トラバサミは殺傷性が高く、捕獲された動物に大きな苦痛を与えることなどを理由に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で現在は使用を禁止されています。野生動物だけでなく、人間やペットに大怪我を負わせることにもつながりますので、絶対にトラバサミを使用しないでください。

問 農林整備課 **本** 4階
TEL 0287(23)8813



大田原都市計画道路3・3・5号国道4号線の都市計画変更に伴う縦覧

大田原都市計画道路3・3・5号国道4号線の都市計画変更に伴い、都市計画法の規定に基づき、図書の写しを縦覧します。

●**縦覧場所**：市都市計画課、栃木県土整備部都市計画課
問 都市計画課 **本** 5階
TEL 0287(23)8711

創業93年の郡山塗装グループ! 累計施工実績13,500件超え!

大田原市・那須塩原市の お客様に高品質の工事をご提供

外壁塗装・屋根リフォームは 私たちにお任せください!

お家のお困りごとは、何でもお気軽にご相談ください!

株式会社 **とちのき塗装テック** TEL 0120-123-560

※プロタイムズ 那須塩原店 那須塩原市島方3-1-3 reform@k-toso.com

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。